

美杉地域における交通空白地有償運送の更新登録の申請について

1 概要

美杉地域において、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が目的を達するために必要な鉄道や路線バスが対応していない移動手段を確保するため、令和3年7月1日から、地域住民で組織する「美杉地域お助けタクシー運営協議会」が、道路運送法第79条に基づき、交通空白地自家用旅客運送の登録を受けたうえで、自家用自動車を用いて運行を行っております。

自家用車を用いて有償旅客運送を行うに当たっては、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の行う登録を受ける必要がありますが、同法第79条の3の規定により受けている登録有効期間が令和5年6月24日までとなっているため、同法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものです。

2 登録の申請を行おうとする者

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会
(営利を目的としない法人格を有しない社団)
- (2) 住所 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内
- (3) 代表者の氏名 会長 小竹 誠造

3 事務所の名称、位置

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会事務局
- (2) 位置 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内

4 運送の様態、区域

- (1) 様態 区域運行
- (2) 区域 発着共に美杉町内。ただし、奈良県御杖村を通過できるものとする。

5 運送しようとする旅客の範囲

津市美杉町の住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

6 運送日、運行時間帯

月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は除く。）
午前8時30分から午後5時30分まで（イベント時等においては延長）

7 旅客から収受する対価

距離制：500メートルにつき100円、500メートル未満の端数は100円

※ 乗客が乗車した地点から降車する地点までを車両の走行距離計にて計測するものとする。

8 配置する自家用自動車の種類、台数

普通自動車（乗車定員 1 1 人未満） 4 台（うち軽自動車 2 台）

9 運転者の要件

道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

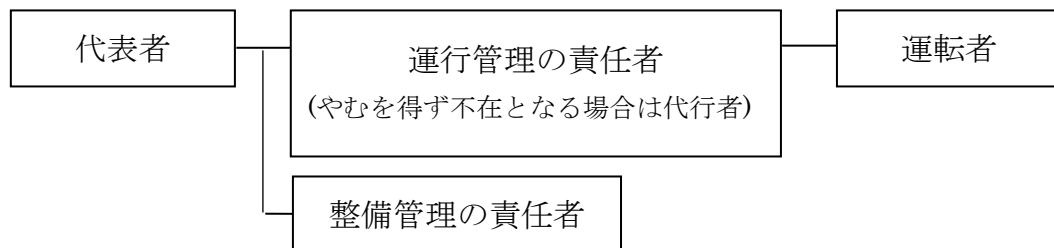
- (1) 道路交通法に規定する第一種運転免許を受けていること
- (2) (1)の効力が過去 2 年以内において停止されていないこと
- (3) 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了していること

10 損害賠償のための措置

以下に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険に加入するものとする。

- (1) 旅客その他の者の生命又は身体の損害：損害を受けた者 1 人につき 8, 0 0 0 万円以上を限度額としててん補すること
- (2) 旅客その他の者の財産の損害：1 事故につき 2 0 0 万円以上を限度額としててん補すること

11 運行管理・整備管理の体制

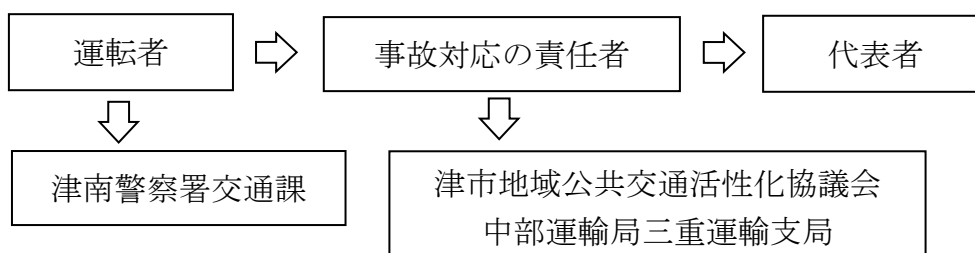


※ 運行管理の責任者の代行者は運転者が兼務し、代行者として運行管理をする際は運転者から外れて運行管理に専念する。

12 安全な運転のための確認等

運行管理の責任者は、運転者が乗務する際に当該運転者の健康状態、飲酒の有無、運転免許証の携帯を対面により確認したうえで、運転者に対して安全確保のために必要な指示をするものとする。

13 事故時の連絡体制



14 苦情処理体制

苦情処理担当者と苦情処理責任者を予め決めておく

15 自家用有償旅客運送の更新登録の必要性について

- (1) 令和4年度の事故の有無：0件

※なお、本来であれば自家用有償旅客運送の登録期間は2年間ですが、無事故等の要件を満たしているため、登録期間が3年間に延長されます。

- (2) 令和4年度の利用者数：251人

- (3) 交通空白地の状況

ア 地域の状況

- (ア) 面積 206.70km² (令和2年 国勢調査)
(イ) 人口 3,639人 (令和5年3月31日時点 住民基本台帳)
(ウ) 高齢化率 62.6% (令和5年3月31日時点 住民基本台帳)

イ 地域における公共交通の現状

- (ア) 鉄道

美杉地域と白山地域、一志地域及び松阪市中心部とを結ぶJR名松線が1日7.5往復（およそ2時間に1便）運行しているが、面積約200km²の地域内に駅は5つしかなく、多くの住民は徒歩等により駅まで行くことが困難な状況にある。

- (イ) 乗合バス

a 一般路線バス

三重交通（株）が運行する地域間幹線系統「名張奥津線」が美杉地域と名張市中心部及び奈良県御杖村の一部とを結んでいるが、地域内の運行は太郎生地区のみである。

b コミュニティバス

津市コミュニティバスが地域内の主要道路を運行し、鉄道及び一般路線バスと接続しているが、全集落を網羅するには至っておらず、かつ停留所によっては週に1日や、1日1往復のみの運行となっている。

- (ウ) タクシー

地域内にタクシー事業者が存在せず、近隣地域からのタクシーの配車も困難な状況にある。

(参考)

道路運送法（抜粋）

（登録）

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

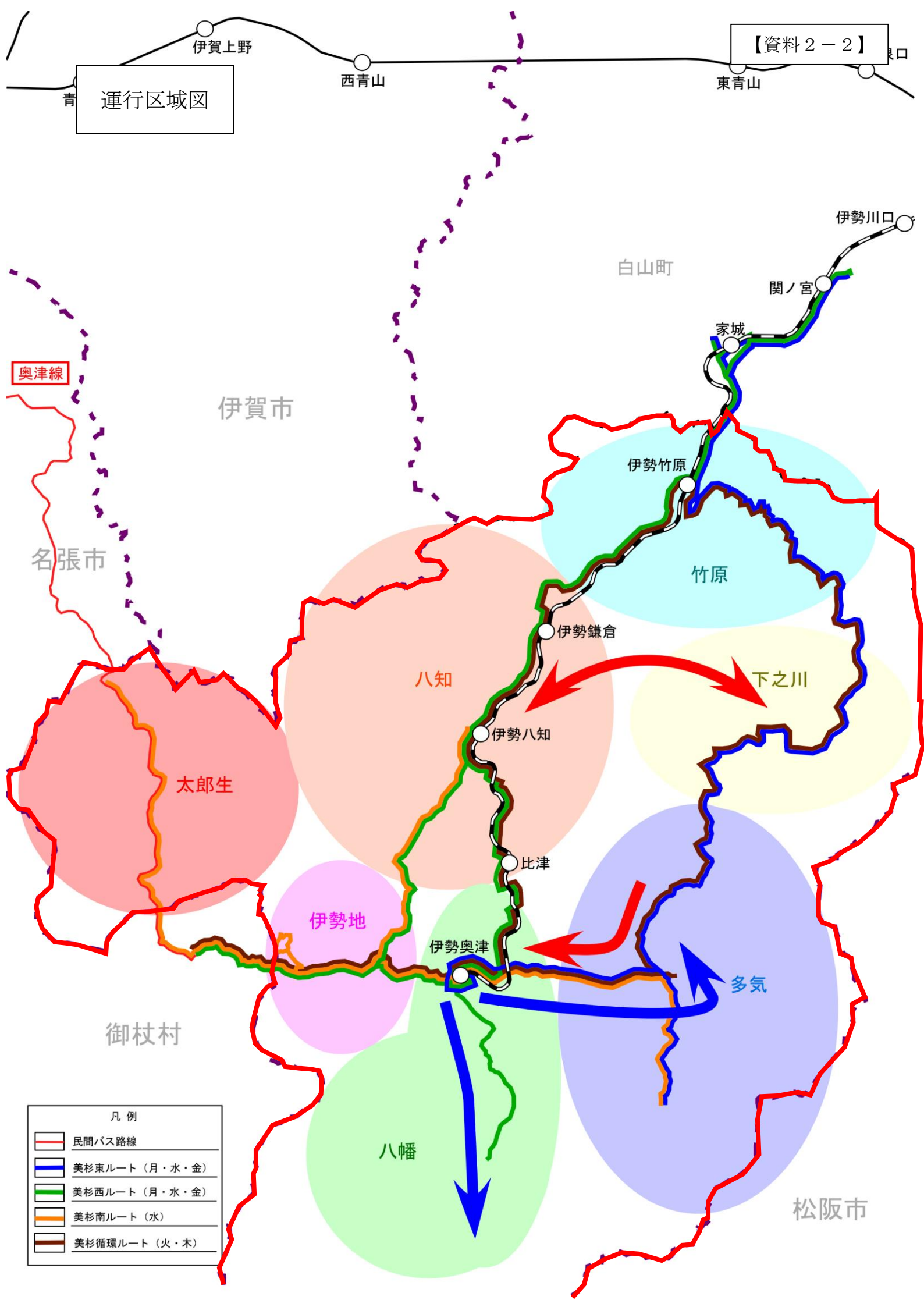
第79条の3 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の更新の登録）

第79条の6 第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

運行区域図



凡 例

- 民間バス路線
- 美杉東ルート (月・水・金)
- 美杉西ルート (月・水・金)
- 美杉南ルート (水)
- 美杉循環ルート (火・木)

美杉地域お助けタクシー運営協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、美杉地域お助けタクシー運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を津市美杉町八知5533番地八知歯科内に置く。

(目的)

第2条 住民自らが安全な輸送サービスを提供することにより、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が目的を達するために必要とする鉄道や路線バスが対応していない移動手段を確保することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 美杉地域お助けタクシーの運行及び運営に関すること
- (2) 美杉地域における地域公共交通に係る課題の把握に関すること
- (3) 行政等との協働に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を推進する個人及び団体をもって組織する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約の定めに違反したとき
- (2) この協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(役員の選任)

第9条 会長は、総会において、会員の中から互選により選出する。

2 副会長、会計及び監事は、会員の中から会長が指名する。

3 監事は他の役員と相互に兼ねることはできない。

4 役員は、道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを要件とする。

(役員の職務)

第10条 会長は協議会を代表し、協議会の運営を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中において役員が交代した場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は退任後においても、後任者に事務を引き継ぐまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は総会、役員会とする。

2 会長は必要と認めたときは、各会議に会員以外の者を出席させることができる。ただし、議決権は有しない。

(総会)

第13条 協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、毎年1回、通常総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は会長が招集する。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長を務める。

7 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事

- (3) 役員の選任に関する事
 - (4) 規約の改廃に関する事
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要事項に関する事
- (役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席の場合は、副会長が議長を務める。
- 4 役員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない協議会の執行に関する事項

第5章 会計

(会計)

第15条 協議会の経費は、運送の対価及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会計監査

(監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 その他

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は令和3年5月 日から適用する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、選任された日から令和5年3月31日までとする。
- 3 協議会設立時の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、施行の日から令和4年3月31日までとする。



美杉地域お助けタクシーのご案内



利用者が事前に電話で予約をしていただき、美杉地域お助けタクシー運営協議会が所有する自家用自動車に他の予約者と乗り合って、自宅または自宅付近から美杉地域内の目的地までご利用できるタクシーです。

運 行 日 月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

運行時間 午前8時30分から午後5時30分まで

運行範囲 美杉地域内であればどこでも行くことができます。
（ただし、白山地域など他の地域には行くことができません。）

利用対象者 どなたでもご利用できます。

利用料金 500mにつき100円（500m未満の端数は100円）
乗車してから降車するまでの距離を車両の走行距離計で計測します。

利用方法 1 電話で予約します。予約電話番号 059-272-7701

（予約受付時間は平日の午前8時30分から午後5時30分まで）

利用希望日の1週間前から当日の利用したい時間の1時間前までに
電話で予約してください。

2 電話予約時に以下の事項をお伝えください

- | | |
|----------------|----------------|
| ① お名前 | ⑤ 乗りたい場所（どこから） |
| ② 利用したい日（いつ） | ⑥ 降りたい場所（どこまで） |
| ③ 利用したい時間（なんじ） | ⑦ 連絡がつく電話番号 |
| ④ 利用する人数（なんにん） | |

ご利用にあたっての注意事項

- 乗り合いとなりますので、予約の時間より若干遅れることもあることから時間に余裕をもってご利用ください。
- 予約の状況によっては、利用したい日、時間に利用できないこともありますのでご了承ください。

予約・お問合せ先



美杉地域お助けタクシー運営協議会事務局

（美杉町八知 5533 八知歯科内）

電話 059-272-7701

予約受付時間（平日のみ）午前8時30分から午後5時30分まで